

認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）の概要

（基本的な考え方）

認知症（急性を除く）の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じた自立した日常生活を営めるようにする。

《利用者》

- 本体事業所のユニット（共同生活住居）数は1以上3以下。
- 本体事業所とサテライト事業所のユニット数の合計は最大で4まで。（※）
- 1ユニットの定員は5人以上9人以下。

《人員配置》

- 介護従業者
日中：利用者3人に1人（常勤換算）
夜間：夜勤1人（ユニットごとに）
- 計画作成担当者
事業所に1人以上。
- 管理者
常勤・専従であって、3年以上認知症の介護従事経験があり、厚生労働大臣が定める研修を修了した者。

《設備》

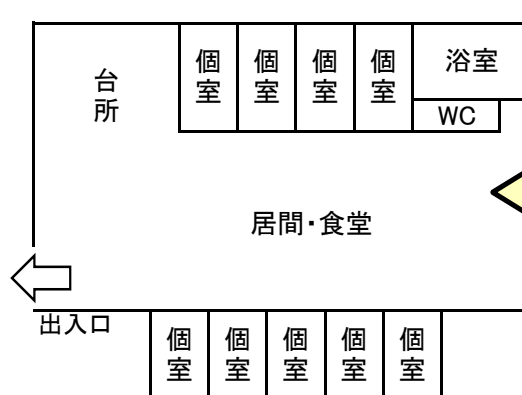
- 住宅地等に立地
- 居室は7.43㎡（和室4.5畳）以上で原則個室
- その他
居間・食堂・台所・浴室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備

《運営》

- 運営推進会議の設置
 - ・ 利用者、家族、地域住民、外部有識者等で構成
 - ・ 外部の視点で運営を評価
- 外部評価の実施
- 定期的に避難、救出訓練を実施し、これに当たっては地域住民の参加が得られるよう努めること。

（※）サテライト事業所のユニット数の合計が、本体事業所のユニット数を上回らないこと。

共同生活住居（ユニット）のイメージ



少人数の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指します。

認知症高齢者グループホームに期待されること

- 地域における認知症ケアの拠点として、その機能を地域に展開し、共用型認知症対応型通所介護や認知症カフェ等の事業を運営。
- 地域における介護の受け皿として、介護離職防止に寄与。

地域密着型特定施設入居者生活介護の概要

(基本的な考え方)

入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、入居者(利用者)が指定地域密着型特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

《利用者》

- 定員
29人以下
- 対象者
施設が所在する地域に住む
要介護1以上の者とその配
偶者等

《人員配置》

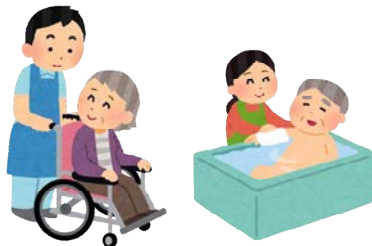
- | | | |
|--|-------------------|-----------------------|
| ○ 生活相談員
1人以上 | ○ 機能訓練指導員
1人以上 | ○ 管理者
1人(原則、常勤・専従) |
| ○ 看護職員又は介護職員
利用者3人に1人(常勤換算)(※1)(※2) | ○ 計画作成担当者
1人以上 | |
- (※1)看護職員の数常勤換算で1人以上 (※2)常に1人以上の介護職員を確保

《設備》

- | | |
|---|---|
| ○ 介護居室 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則個室 ・ プライバシー保護に配慮し、介護を行える適当な広さ ・ 地階の設置は不可 | ○ 便所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備える |
| ○ 一時介護室 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護を行える適当な広さ | ○ 食堂、機能訓練室 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機能を十分に発揮し得る適当な広さ |
| ○ 浴室 <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体の不自由な者の入浴に適したもの | ○ 施設全体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造 |

《運営》

- 運営推進会議の設置
 - ・ 利用者、家族、地域住民、外部有識者等で構成
 - ・ 外部の視点で運営を評価
- 外部評価の実施
- 定期的に避難、救出訓練を実施し、これに当たっては地域住民の参加が得られるよう努めること。



定員29人以下の小規模施設で、地域に根付いたアットホームな環境が特徴。

地域密着型特定施設に期待されること

- 高齢者向け住まいの一つとして、多様な介護ニーズの受け皿となる。
- 介護離職の防止に寄与。

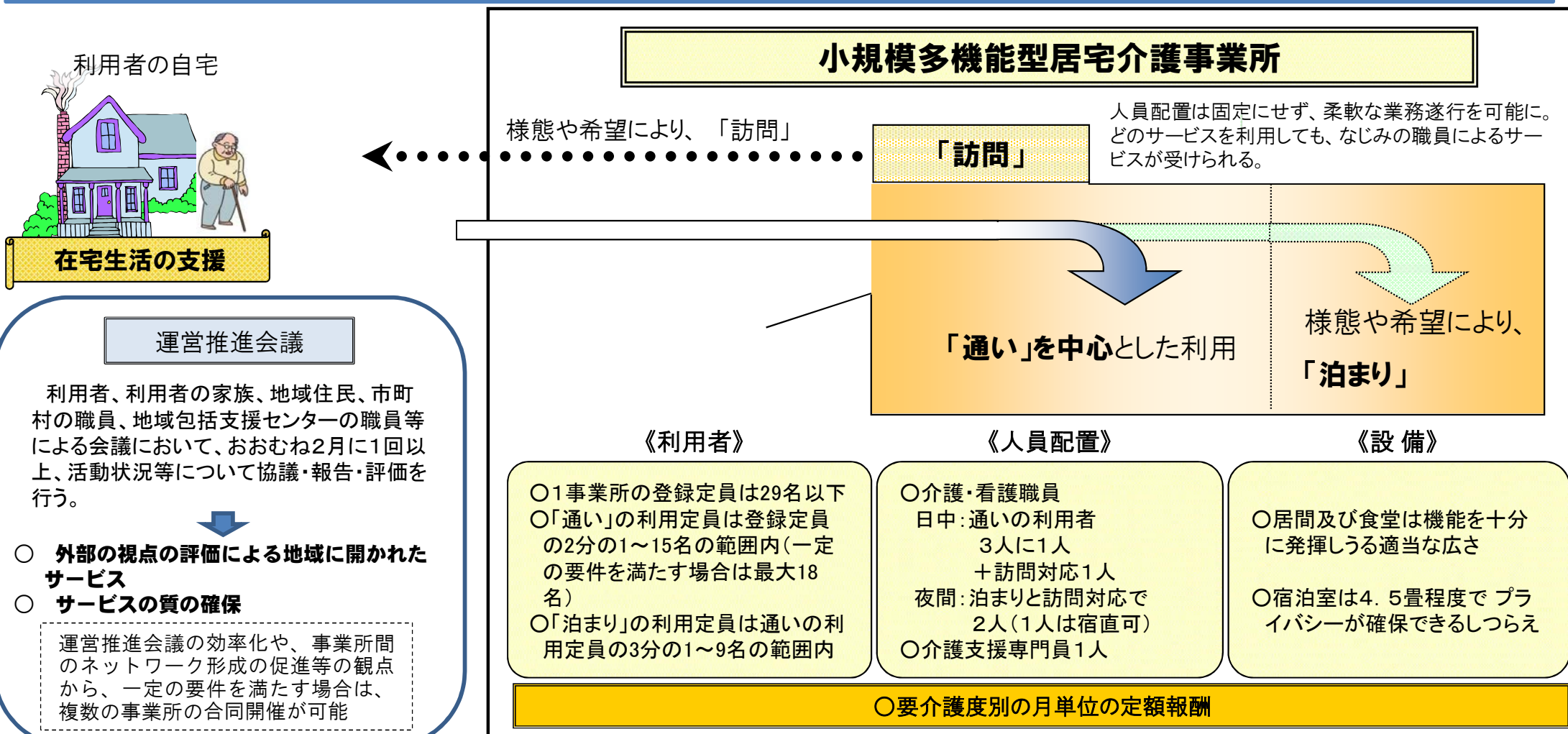
小規模多機能型居宅介護の概要

定義

- 「小規模多機能型居宅介護」は、利用者（要介護（支援）者）の心身の状況や置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、居宅に訪問し、または拠点に通わせ、もしくは拠点に短期間宿泊させ、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等や機能訓練を行うもの。

経緯

- 「通い」を中心として、要介護（支援）者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせることでサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するため、小規模多機能型居宅介護が創設された（平成18年4月創設）。



特定施設入居者生活介護の概要

1. 制度の概要

- 特定施設入居者生活介護とは、特定施設に入居している要介護者を対象として行われる、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話のことであり、介護保険の対象となる。
- 特定施設の対象となる施設は以下のとおり。
 - ① 有料老人ホーム ② 軽費老人ホーム（ケアハウス） ③ 養護老人ホーム
 - ※ 「サービス付き高齢者向け住宅」については、「有料老人ホーム」に該当するものは特定施設となる。
- 特定施設入居者生活介護の指定を受ける特定施設を「介護付きホーム」という。

2. 人員基準

- 管理者— 1人 [兼務可] ○ 生活相談員— 要介護者等：生活相談員 = 100 : 1
- 看護・介護職員— ①要支援者：看護・介護職員 = 10 : 1 ②要介護者：看護・介護職員 = 3 : 1
 ※ ただし看護職員は要介護者等が30人までは1人、30人を超える場合は、50人ごとに1人
 ※ 夜間帯の職員は1人以上
- 機能訓練指導員— 1人以上 [兼務可] ○ 計画作成担当者— 介護支援専門員1人以上 [兼務可]
 ※ただし、要介護者等：計画作成担当者100:1を標準

3. 設備基準

- ① 介護居室：・原則個室 ・プライバシーの保護に配慮、介護を行える適切な広さ ・地階に設けない等
- ② 一時介護室：介護を行うために適切な広さ
- ③ 浴室：身体の不自由な者が入浴するのに適したもの
- ④ 便所：居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備える
- ⑤ 食堂、機能訓練室：機能を十分に発揮し得る適切な広さ
- ⑥ 施設全体：利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造

